

歯科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 保険医療機関の外来を継続的に受診していた在宅等療養患者さんに当該保険医療機関が歯科訪問診療料 1(20分以上)を算定した場合、歯科訪問診療移行加算を算定できるが、歯科訪問診療 1 の算定の都度加算できるのか。

A 1 当該保険医療機関の外来を最後に受診した日(初診料または再診料を算定した日)から起算して3年以内に歯科訪問診療を実施した場合に限り、歯科訪問診療料 1 の算定の都度加算できます。

※歯科点数表の解釈(2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本) p184 通知

Q 2 歯科訪問診療移行加算について、「継続的に受診していたもの」とあるが、具体的にどのような患者さんが対象となるのか。

A 2 通院困難となる前に当該保険医療機関の外来を複数回受診していた患者さんが対象となります。なお、歯科訪問診療を行うに当たり、レントゲン撮影等を目的に外来を受診した場合等、歯科訪問診療と一連の診療において外来受診した場合、当該加算の対象とはなりません。

※青本 p188 (事務連絡平 30.3.30「歯科」問 17)